

工学院大学職務発明規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人工学院大学（以下、「本学」という。）の役員、専任教職員（特別専任教授を含む）、嘱託職員および本学と発明等の取り扱いについて契約がなされている者（以下、「教職員等」という。）の発明等の創作を奨励し、かつ発明等を創作した教職員等の権利を保障すると共に、あわせて発明等の実施化を通じて社会への貢献と本学の発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、それぞれ次の通りとする。

- (1) 「発明等」とは、「特許法」（昭和34年法律第121号。）第2条、「実用新案法」（昭和34年125号。）第2条、「意匠法」（昭和34年法律第126号。）第2条、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（昭和60年法律第43号）第2条、「種苗法」（平成10年法律第83号。）第2条および「著作権法」（昭和45年法律第48号）第2条に定める発明、考案、創作、ノウハウ、および成果物をいう。
- (2) 「発明者等」とは、発明等を行った教職員等をいう。
- (3) 「職務発明」とは、教職員等が職務に関連して行った発明等であって、その発明等を行うに至った行為が大学に在職中の職務に属する場合をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、特許を受ける権利または特許権、実用新案登録を受ける権利または実用新案権、意匠登録を受ける権利または意匠権、半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利または半導体集積回路の回路配置利用権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利、育成者権、プログラム著作権、データベース著作物に係る著作権、ノウハウ、および成果物をいう。
- (5) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置利用権、育成者権および著作権をいう。
- (6) 「機関帰属」とは、職務発明に係る知的財産権の本学持分を承継することをいう。
- (7) 「技術移転機関」とは、本学と「知的財産権および産学連携業務に関する業務契約」を締結した機関で、発明等の評価、特許出願、特許管理および技術移転の斡旋および調整業務を本学の要請で行う機関をいう。

(権利の帰属)

第3条 本学は、職務発明にあつて次の各号のいずれかに該当するものについて、第5条の決定に基づき日本国内または海外における知的財産権を承継し、本学の帰属とする。

- (1) 本学からの研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等
- (2) 公的機関および企業からの研究資金を得て行った研究の結果生じた発明等
- (3) 本学の研究施設および研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明等
- (4) 本学の各研究室の研究テーマとして研究した結果生じた発明等

(届出等)

第4条 教職員等は発明等を行ったときは、速やかにその発明等の内容その他必要事項を記載した所定の職務発明届出書(様式第1号)を当該所属長を経て学長に届け出なければならない。

2 学外機関または学外機関の研究者との共同研究、ならびに学外機関から委託された調査研究による発明等についても同様に職務発明届出書を届け出なければならない。

3 学長は前項の届出を受理し権利を承継すると決定した時は、職務発明届出承継通知(様式第2号)を当該所属長を経て職務発明の発明者等に交付しなければならない。また、権利を承継しない場合は書面で発明者等に通知する。

(権利の承継)

第5条 本学が知的財産権を承継するにあたっては、技術移転機関の意見を参考に総合研究所所長が知的財産権を承継するか否かを決定し、出願するものとする。

2 教職員等が学外の個人または団体の研究者等と共同して職務発明を行ったときは、その教職員等の知的財産権の承継は前項の規程によるものとする。

(認定または決定に対する異議)

第6条 発明者等は、認定または決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、異議の申し立ては一度までとする。

2 学長は、異議の申し立てがあったときは、第11条で規定する発明等委員会に諮問し、その結果をもとに異議申し立てに理由があるか否かを決定する。

(知的財産権の譲渡義務)

第7条 発明者等は、第5条の規定により知的財産権を本学が承継すると決定したときは、その権利を本学に譲渡するものとし、知的財産権の職務発明譲渡証書(様式第3号)を書面で本学に提出しなければならない。

(職務発明の権利化)

第8条 総合研究所所長は、機関帰属の発明等について迅速に出願等の手続を進める。

2 機関帰属の発明等の出願費用および権利維持費用は、原則として本学が負担する。

3 共同出願に要する費用は、共同出願契約による。

4 外国出願は原則として独立行政法人科学技術振興機構の支援を得て行なう。

5 外国出願で共同出願の場合において、共同出願人が特許費用を負担する場合は前項の限りではない。

(発明者等の出願および権利譲渡)

第9条 発明者等は、次に掲げる場合は、知的財産権を自ら出願するかまたは第三者に譲渡できる。

- (1) 職務発明でないと認定された場合
- (2) 職務発明であるがその知的財産権を本学が承継しないと決定された場合

(特許等の出願への協力)

第10条 発明者等は、本学が承継した発明等について特許権等を得るための出願に関する審査、審判および知的財産権の訴訟について、本学に協力するものとする。

(発明等委員会の設置と構成)

第11条 職務発明に関する帰属、出願、審査請求、維持および実施権許諾の異議申し立てに対応するため、学長の諮問を受けて審議する発明等委員会を設置する。

2 発明等委員会は、次の各号をもって組織し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 総合研究所所長
- (2) 各学部および基礎・教養教育部門の教授または准教授 若干名
- (3) その他、学長が必要と認めた者 若干名

3 発明等委員会に委員長を置き、前項第1号委員をもって充てる。

4 第2項第2号および第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員会開催は、書面審議とすることもできる。

(発明等の評価)

第12条 本学が特許権等を得るための出願をした職務発明について、技術移転機関の意見をもとに総合研究所所長は、技術的、経済的、その他の面から判断して、独占性確保の必要性の有無についての評価を審査請求時、中間処理時、登録時および必要に応じて随時行い、評価の結果により適切な措置を講ずるものとする。

2 総合研究所所長は、実施先が決定しない知的財産権について、審査請求をしない場合も含め、必要経費の効率的な運用に努める。

3 総合研究所所長は、設定登録した知的財産権も実績調査をして、不要と判断した場合は必要経費の効率的な運用に努める。

4 第1項、第2項および第3項により、本学において知的財産権を維持しないと決定した場合は、発明者等に返還することができる。

(実施権の許諾)

第13条 本学は、所有する知的財産権の実施を希望する者に対して、実施許諾することができる。

2 本学は、実施許諾の申し出を受けたときは総合研究所所長が知的財産権の実施権の設定または許諾の適否を検討し、その設定または許諾するか否かを決定する。

(発明者等に対する補償)

第14条 本学は、第5条の規程により知的財産権を本学に継承または権利化したとき、ならびに知的財産権を譲渡または実施許諾をして利益を受けた場合には、発明者等に対し別紙内規により補償金を支払うものとする。

(他機関等と共同して行った発明等)

第15条 本学は他機関等と共同して行う研究において、教職員等と当該機関等に所属する者と共同して行った発明等に係る知的財産権を当該機関等と共有することができる。

2 本学は、前項による発明等について特許権等の出願をする時は、あらかじめ別に定める共同出願契約を締結する。

(秘密の保持)

第16条 教職員等は、当該発明等の内容等について、本学と教職員等が合意のうえ公表する場合、若しくは本学または教職員等の責めによらないで公知となった場合を除き、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(退職後の取扱)

第17条 教職員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。但し、退職した教職員等から転居連絡がない場合など、連絡先が不明となった場合には、第14条に定める補償金の支払対象から除外されるものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、職務発明の取扱いに関する細目は、別に定める。

(所管)

第19条 この規程に定める業務は、総合研究所が行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、総合研究所所長の発議を受けて、教授総会の議を経て常務理事会で決定する。

附則

この規程は、平成26年7月30日から実施する。